

新校準備委員会設置要綱

(設置)

- 第1条 魅力ある県立高校づくり第2期実施方策（以下「第2期実施方策」という。）に基づき、新たに設置する高校（以下「新校という。）を円滑に開校するため、新校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、別表第1に掲げる新校ごとにそれぞれ設置するものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、新校の開設に関する次の事項を所掌する。
- 一 新校の基本計画に関し、意見を述べること。
 - 二 新校の校名に関し、意見を述べること。
 - 三 前二号のほか新校の開設準備に関し、委員長が必要と認める事項。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。
- 2 委員会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。
- 3 委員長及び副委員長は、別表第3のとおり置くものとする。

(委員長及び副委員長の職務)

- 第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。
- 2 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 委員会の会議は、公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

- 第7条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から令和7年3月31日までとする。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、埼玉県教育局県立学校部魅力ある高校づくり課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

和光新校準備委員会
岩槻新校準備委員会
秩父・皆野新校準備委員会
越生・鳩山新校準備委員会
八潮新校準備委員会
大宮工業・浦和工業新校準備委員会

別表第2

	委 員
地元関係者	行政関係者の中から教育長が選任した者 教育関係者の中から教育長が選任した者 産業関係者の中から教育長が選任した者
学校関係者	地元中学校長の中から教育長が選任した者 第2期実施方策に掲げる対象校PTA等関係者の中から教育長が選任した者
県教育委員会	高校改革統括監 魅力ある高校づくり課長 第2期実施方策に掲げる対象校校長

別表第3

	委員会名	委員長	副委員長
1	和光新校 準備委員会	高校改革統括監	和光国際高等学校長 和光高等学校長
2	岩槻新校 準備委員会	高校改革統括監	岩槻高等学校長 岩槻北陵高等学校長
3	秩父・皆野新校 準備委員会	高校改革統括監	秩父高等学校長 皆野高等学校長
4	越生・鳩山新校 準備委員会	高校改革統括監	越生高等学校長 鳩山高等学校長
5	八潮新校 準備委員会	高校改革統括監	八潮南高等学校長 八潮高等学校長
6	大宮工業・浦和工業新校 準備委員会	高校改革統括監	大宮工業高等学校長 浦和工業高等学校長